

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 三六
- 道路の区域を変更する件五件 三六
- 道路の供用を開始する件二件 三六
- 一般競争入札を行う件 三六

## 告 示

### 福島県告示第四百三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和元年十二月十日から令和二年一月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年十二月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークベニマル安積町店 福島県郡山市安積二丁目一二五番地ほか
- 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第四百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和元年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前後の敷地の幅員		延 長
		変更前 の 別	変更後 の 別	
県道小野田母神線	郡山市田村町田母神字宮ノ前八〇番地先から同 市田村町田母神字新屋敷六番二地先まで	一一・〇〇	一一・〇〇	九〇五・七
		三二・〇〇	三二・〇〇	
		一一・〇〇	一一・〇〇	九一〇・七

（道路計画課）

### 福島県告示第四百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和元年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前後の敷地の幅員		延 長
		変更前 の 別	変更後 の 別	
県道喜多方会津坂下線	河沼郡会津坂下町字古町川尻四五三番二地先から同 郡同 町字光明寺東甲三九四八番一 地先まで	八・三〇	八・三〇	三二二・〇
		二二・三六	二二・三六	
		一一・二一	一一・二一	三二二・〇

（道路計画課）

福島県告示第四百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和元年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和元年十二月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道喜多方会津坂下線	河沼郡会津坂下町字古町川尻四五三番二地先から 同 郡同 町字光明寺東甲三九四八番一 地先まで	変更前 変更後	一一・二 一三・六 一一・二 一五・〇	三三三・〇 三三三・〇 三三三・〇

(道路計画課)

福島県告示第四百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和元年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和元年十二月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道原町浪江線	南相馬市原町区馬場字薬師岳一番一九地先から 同 市原町区馬場字薬師岳一〇番地先まで	変更前 変更後	一三・八 三〇・六 一七・八 四六・〇	二〇〇・〇 二〇〇・〇 二〇〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第四百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所で令和元年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和元年十二月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道岡部渡利線	福島市岡部字上条七番一 地先から 同 市岡部字上条二二 番一 地先まで	変更前 変更後	一四・三 一五・九 一五・七 一七・〇	五・三 五・三 五・三

(道路計画課)

福島県告示第四百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で令和元年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和元年十二月十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小野田母神線	郡山市田村町田母神字松ノ木一九番地先から 同 市田村町田母神字新屋敷六番 二地先まで	令和元年二月一〇日

(道路計画課)

福島県告示第四百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和元年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十日

福島県知事 内堀 雅雄

公 告

(道路計画課)

線 県道喜多方会津坂下	路 線 名
河沼郡会津坂下町字古町川尻四五 三番二地先から 同 郡 同 町 字 光 明 寺 東 甲 三 九 四 八 番 一 地 先 まで	供 用 開 始 の 区 間
令和元年二月一日	供 用 開 始 の 期 日

公告第150号

W T O に 基 づ く 政 府 調 達 に 関 す る 協 定 の 適 用 を 受 け る 福 島 県 財 務 会 計 シ ス テ ム 処 理 用 セ ン タ 機 器 の 賃 貸 借 に つ い て 、 次 の と お り 一 般 競 争 入 札 を 行 う の で 、 地 方 公 共 団 体 の 物 品 等 又 は 特 定 役 務 の 調 達 手 続 の 特 例 を 定 め る 政 令 ( 平 成 7 年 政 令 第 3 7 2 号 ) 第 6 条 及 び 福 島 県 財 務 規 則 ( 昭 和 3 9 年 福 島 県 規 則 第 1 7 号 。 以 下 「 財 務 規 則 」 と い う 。 ) 第 2 7 4 条 の 3 第 1 項 の 規 定 に よ り 公 告 す る 。

令和元年12月10日

福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県財務会計システム処理用センタ機器 一式 (搬入、設置、設定、調整、機器保守等を含む。)
- (2) 借入物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 借入期間 令和2年5月1日から令和7年9月30日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3 に 掲 げ る 日 か ら 入 札 の 日 ま で の 間 に 福 島 県 か ら 入 札 参 加 資 格 制 限 措 置 又 は 指 名 停 止 を 受 け て い な い 者 で あ る 事 実 。
- (3) 会社更生法 (平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。

- (5) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
  - (6) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
  - (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定める情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるISMS (JIS Q 27001:2014 (ISO/IEC 27001:2013)) 認証を取得している者又は同一般財団法人が定めるプライバシーマークの付与を受けている者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(7)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年1月20日(月)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和2年1月20日(月)午後5時まで必着とする。
- 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局出納総務課  
電話024-521-7555
- 4 契約条項を示す場所及び期間  
3に掲げる場所において、令和元年12月10日(火)から令和2年1月20日(月)まで(土曜日及び日曜日、令和元年12月30日(月)から令和2年1月3日(金)まで並びに同月13日(月)を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。  
なお、入札説明書は福島県出納局出納総務課ホームページからダウンロードして入手することができる。
  - (2) 入札説明会の日時及び場所 令和元年12月19日(木)午後2時 福島県自治会館5階502会議室(福島県福島市中町8番2号)
  - (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和2年2月14日(金)午後2時 福島県自治会館5階502会議室(郵送により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年2月13日(木)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。)
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (4) 契約書作成の要否 要
  - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Computer Servers for the Fukushima Prefectural Financial Accounting System including its delivery, installation, setting, adjustment and maintenance services 1 set
  - (2) Time-limit of tender (by hand): 2:00 p.m., 14 February 2020

- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 13 February 2020
- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Treasury Bureau,  
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima  
960-8670 Japan TEL 024-521-7555

(出納総務課)